

居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1. 支援事業者（法人）の概要

事業者の名称	社会福祉法人 伸生福祉会
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 渡邊 泰章
事業者の所在地 連絡先	〒975-0011 福島県南相馬市原町区小川町409番地 電 話： 0244-24-1677 ファックス： 0244-24-1811

2. ご利用の事業所の概要

事業所の名称	特別養護老人ホーム 長寿荘
管理者の氏名	管理者 大槻 美鈴
事業者の所在地 連絡先	〒975-0011 福島県南相馬市原町区小川町409番地 電 話： 0244-24-1677 ファックス： 0244-24-1811
指定年月日及び 事業所番号	平成12年4月1日 0770600153

3. 事業の目的と運営の方針

事業目的	社会福祉法人伸生福祉会が開設する特別養護老人ホーム長寿荘（以下「事業所」という。）は、指定居宅介護支援の事業を行うものであり、居宅の介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用をすることができるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成すると共に、計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。
------	---

運営方針	<p>① 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者が可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。</p> <p>② 事業の実施に当たっては、市町村、包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p> <p>③ 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定居宅サービス等が、特定の職種又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を行うものとします。</p> <p>④ 従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めてまいります。</p>
------	---

4. 利用料金

(1) 居宅介護支援の利用料金（基本料金及び加算料金）は、以下の通りですが、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

・基本料金	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円

加算料金・・・各々について、要件を満たした場合に加算されます。

加算名	料金	要件(抜粋)
特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円	常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している。 要介護3以上の利用者の占める割合が40%以上いる。 法定研修等における実習受入事業所となるなど、人材育成への協力体制の整備
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している。 法定研修等における実習受入事業所となるなど、人材育成への協力体制の整備
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置 常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置している。 法定研修等における実習受入事業所となるなど、人材育成への協力体制の整備
特定事業所加算(A)	1,140円	※加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと異なる部分 介護支援専門員を常勤1名以上、非常勤1名以上(非常勤は他事業との兼務可)配置している。連絡・相談体制確保、研修実施、実務研修への協力、事例検討会実施。
特定事業所医療介護連携加算	1,250円	加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)のいずれかを算定していること。退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が、年間(前々年度の3月～前年度の2月)35回以上であること。ターミナルケアマネジメント加算を年間(前々年度の3月～前年度の2月)5回以上算定していること。
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合。 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービスを作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円	利用者が入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定する。※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定する。※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算	3,000円	利用者の退院・退所にあたって病院又は施設の職員と面談をして利用者に関する必要な情報の提供を受けたうえで、居宅サービス計画を作成又はサービス調整した場合に算定する。

通院時情報連携加算	500円	利用者が医師及び歯科医師の診察を受ける際等に同席し、医師等に必要な情報提供を行い、医師等から利用に関する必要な情報提供を受け、居宅サービス計画に記録した場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した者であって、在宅で死亡した利用者。主治の医師の助言を得つつ通常よりも頻回な訪問により状態やサービス変更の必要性を把握したうえで、利用者の心身の等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた場合に算定。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院の求めにより、病院の医師又は看護師等と利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定する。

減算

減算名	料金	要件
運営基準減算	所定単位数の50%で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
特定事業所集中減算	1月につき200単位数を減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

(2) 交通費 訪問のための交通費は、一切かかりません。

(3) 解約料 料金はかかりません。

(4) 運営基準減算 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合には、-50%減算。

(5) 特定事業所集中減算 居宅サービスの内容が特定の事業所へ偏る場合に減算。

*介護保険料の滞納等により、法定代理受理をできなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、お住まいの市区町村窓口にて提供しますと、払い戻しを受けられます。料金の支払いに関しては、直接事業所へお支払いいただくか、下記の口座へ振り込みをお願いします。

5. 支払い方法

料金が発生する場合、毎月5日までに前月分の請求をいたしますので20日までに直接事業所へお支払いいただくか、下記口座に振り込み送金してください。

七十七銀行 原町支店 【普通預金口座】 口座番号0089320

【口座名義人】 社会福祉法人伸生福祉会 特別養護老人ホーム長寿荘

施設長 中里 祐一

6. 居宅介護支援の内容（申し込みからサービス提供までの流れと主な内容）

- 居宅介護支援の申し込み（電話又は事業所を訪問、他事業所からの紹介）
 - 契約書・重要事項の説明と契約締結
 - 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
 - ※居宅サービス計画までの手順は次の通りです。
 - ①御自宅を訪問し、あなたやご家族からお話を伺い課題分析を行います。
 - ②あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
 - ③介護支援専門員を中心にサービス担当者会議等を開いて検討します。
 - ④居宅サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、同意を得て交付します。
 - サービス実施状況の把握と目標達成の評価
 - ※月1回のご自宅訪問と事業所へサービス提供状況を確認
 - 情報の提供
 - 要介護認定の申請、変更の援助
 - ※更新認定・区分変更(介護度の見直し)の代行申請
 - 居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な援助
 - 関連事業者等の連絡調整
 - 介護保険施設の紹介、その他必要な援助
 - ※施設入所を希望する場合の情報提供 他の介護保険サービスや介護保険対象外のサービスの情報提供をします。
- *このサービスの提供にあたっては、あなたの自立した日常生活への支援、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止などが図れるよう、適切にサービスを提供します。
- * サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
- * ケアプランはいつでも変更する事ができます。

7. 事業所の職員体制

	常 勤	非 常 勤	合 計
管 理 者(兼務)	1名	0名	1名
介護支援専門員	1名	0名	1名
合 計	1名	0名	1名

8. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管 理 者	正規の勤務時間帯（午前8：30～午後5：30）常勤で勤務
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（午前8：30～午後5：30）常勤で勤務

9. 営業日

営業日時	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜日・日曜日・年末年始(12月30日～1月3日までを除く) 営業時間外、休日であっても、電話等によりサービス提供する場合があります。*緊急連絡電話 <u>0244-24-1677</u>

10. 事業の実施地域

実施地域	南相馬市
------	------

11. 秘密保持

事業者は、サービスを提供する上で知り得たあなた及びご家族に関する秘密及び個人情報については、あなた又は第三者の生命、身体等に危険が及ぼす場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

但し、あなたに係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、事前にあなた又は家族の同意を得て、個人情報を用いることがあります。

別紙：個人情報の基本的な指針及び情報を使用する場合の基本的な考え方

12. 相談・苦情等相談窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情およびケアプランに基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情について対応いたします。

相談・苦情申立先 受付担当者	受付担当者 (介護支援専門員) ご利用時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話：0244-24-1677 面接：特別養護老人ホーム長寿荘 相談室
苦情解決責任者	管理者 大槻 美鈴
苦情処理体勢・ 手順	① 介護支援専門員が相手方と連絡をとり直接訪問するなどして状況の把握に努めます。 ② 事業者が必要ありと判断した場合は、管理者を含め検討会議を行います。 ③ 検討の結果は、速やかに具体的な対応に努めます ④ 記録を台帳等に記録し、再発防止に努めます。 ⑤ 当事業者が提供する居宅介護支援への苦情について検討会議で解決が図れない場合は、当法人の苦情解決委員会において協議を行います。 ⑥ 苦情解決委員会において苦情の解決が図られない場合は、運営適正化委員会に相談し、助言・斡旋を受けます。

南相馬市役所 介護保険係	電話 0244-24-5334 月～金曜日 8時30分～17時
-----------------	------------------------------------

福島県国民健康保険 団体連合会	電話 024-528-0040 月～金曜日 9時～16時
--------------------	---------------------------------

1 3. 事故発生時の対応・損害賠償

対応方法 損害賠償	居宅介護支援事業の提供によって事故が発生した場合及び当事業所の作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故発生の連絡を受けた場合は、あなたの安全確保を第一とし、速やかに各関係機関（医療、保険者、家族等）へ連絡対応します。 また、当事業所の責めに帰すべき事由によって損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。ただし、あなたやご家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額する場合があります。
--------------	---

1 4. 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

1 5. 緊急時の対応

介護支援専門員は、現に居宅介護支援の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡を取る等の必要な対応を講じます。

1 6. 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、高齢者虐待防止のための指針を整備し必要な体制の整備を行うとともに、虐待防止委員会を開催します。従業者に対する研修を実施する等の措置も講ずるよう努めます。

虐待防止に関する担当者	大槻 美鈴
-------------	-------

1 7. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 8. 感染症の予防及びまん延の防止

感染症の発生及びまん延を防止のため、感染及びまん延防止のための指針を整備し、必要な体制の整備を行うとともに、感染対策委員会を開催します。従業者に対する研修を実施する等の措置も講ずるよう努めます。

感染防止に関する担当者	大槻 美鈴
-------------	-------

1 9. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

20. 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

○指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること、利用者はケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

21. 公正中立性の確保

前6月間に当事業所において作成したケアプランの、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与が、それぞれ位置づけられたケアプランの数が占める割合及び前6月間に当事業所において作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合について、利用者又はその家族に対し、文書を交付して説明を行います。

22. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は _____ です

私は、本書面に基づいて特別養護老人ホーム長寿荘（居宅介護支援事業所）の職員

介護支援専門員 _____ から重要事項の説明を受けたことを確認し、事業所及び本人・家族又は代理人と各1部保有します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人
住 所 _____

氏 名 _____

本人の家族又は代理人
住 所 _____

氏 名（続柄） _____ (_____)